園受付日	子育て支援課 受付日
/	/

給付認定変更申請書兼届出事項変更届

記入日 令和 年 月 日

(宛先) 静岡市長

太線枠内は必ず記入してください。														
氏名			生年月日			連絡先				認定者番号				
保護者			年	年 月 日			()							
	住所	〒 静岡市	- 葵 ・ 駿河	清水	区									
		氏名			生年月日			利用(希望)施設				三者番号		
					年 月 日									
子ども					年 月	目					-			
					年 月 日									
					年 月	目								
以下の項目	は変更簡	所に必要事項	<u> 便を記入してくた</u>	ごさい。										
1 住剤	沂変更	旧住所		区						異 動 年月日	4	丰 月 日		
2 保護	者変更	新保護者			旧保	護者				変更理由	□ 婚姻 □ その他 (□ 離婚		
3 父母	の婚姻	婚姻 届出日	年	月	目									
4 父母	4 父母の離婚 離婚 届出日 年			月	月 日 保育料の 口座振替 (公立こ				□ 停止希望 ども園の保育料と副食費、私立保育園			園の保育料該当者のみ選択)		
5 氏名	3変更	届出日	年	月	日旧姓	Ė				変更者 氏名				
6 障害者	手帳等	対象者 氏名			子どもとの# (□ 取得	□ 更新	□ 喪失		期限	□無□有(4	年 月 日)		
		増減	氏名		子 ど も との続柄						備考			
		□増員 □減員				4	年 月	目						
		□増員 □減員				4	年 月	日						
7 世	帯員	□増員□減員				4	年 月	日						
		□増員 □減員				4	年 月	日						
		□増員 □減員					年 月	目						
増減理由 □転出・転入・転居 □単身赴任(赴任先住所 □出生 □死亡 □婚姻 □離婚 □その他()					
8 給付認					*= *			1		-de				
変更内容 変更前 □1号認定 □2・3号 □2・3号			· 3 号認定	7 37 4		□1号詞] 2 ・ 3 号認)						
亦亩耂				□新1号認定 □新2号認定 □新3号認定				□新1号認定 □新2号認定 □新3号認定						
● 単型		□疾病・障	□就労 □就学 □妊娠・出産 □疾病・障がい □介護・看護 □求職活動 □育児休業 □その他(□就労 □対振・出産 □疾病・障がい □介護・看護 □求職活動 □育児休業 □その他()						
保育必要量			·	□保育標準時間□保育短時間				□保育標準時間 □保育短時間						
※2・3号認定のみ				□ 年 月 日から					□ 年 月 日から					
	有効期間		口 年 月 日まで					□ 年 月 日まで						
□ 小学校就学前まで □ 小学校就学前まで □ 小学校就学前まで 9 その他														
《所管課記入欄》 変更入力日 年 月 日 認定証番号 添付書類 無・有														
認定区分 号 保育必要量 標準 ・ 短 事由 期間 年 月 日~ 年 月 日 ・ 就学前														
利用者	 負担額変			月	利用者負担額変更 □無 □有 変更月 月 (円) 階層→(円) 階層							階層		

この変更届を提出する前に必ずお読みください。

- ・ この給付認定変更申請書兼届出事項変更届(以下「変更届」)は、施設(園)または各福祉事務所子育て支援課まで 提出してください。
- ・ 住所、氏名の変更等については、住民票・戸籍の異動手続き後、すぐに提出してください。
- ・ 変更する内容により、変更届以外に必要な書類があります。下表をご確認ください。

●変更事項一覧

			必要書類							
	変見	更内容	変更届	支給認定証 (返却)	申立書 兼誓約書	他に必要な書類				
住所		静岡市内で転居	0	_						
		静岡市外へ転出	_	0	_	退園届 ※転出後も園を利用する場合は、子育て支援課へお問い合わせください。				
保護者の連絡先変更			0	_						
氏名変更			0	_	_					
	保護者の (事実婚		0	0	_	・結婚(同居)した配偶者等の就労証明書等 ・配偶者等の同意書 ・配偶者等の別居祖父母の状況 ・配偶者等のマイナンバー申告書				
家族構成	保護者の)離婚	0	0	_					
の変更	祖父母等	等との同居	0	_		同意書 (詳しくは子育て支援課へお問い合わせください。)				
		族の障害手帳の 居、死亡等	0	_	l	手帳の写し(対象者の住民票が静岡市に無い場合)				
	上記以外の変更 (出生、別居、死亡等)		0	_						
		就労する 自営業を開業する	0	0	l	勤務先の就労証明書				
	ī	育休明けで復職する	0	0	_	入園後、復職したら、復職証明書等をご提出ください。				
	育児休第	长	0	0		就労証明書(復職予定日が記載されたもの)				
	妊娠•出	産	0	0	0	母子手帳の写し(表紙と分娩予定日の記載があるページ)				
事由	疾病•障	がい	0	0	0	医師の診断書(申立書の診断書欄への記載でも可) ※障害者手帳等をお持ちの方は診断書の提出不要です。				
	介護·看	護	0	0	0	医師の診断書又はケアプラン写し等				
	求職活動	<u></u>	0	0	0	ハローワーク登録証等をお持ちの場合は提出してください。				
	震災・風 あたる	水害等の災害の復旧に	_	0	_	罹災証明書				
	就学•職	業訓練	0	0	0	在学証明書や時間割表等の在籍期間及び受講時間がわかるもの				
同じ事由での必要量変更 (標準時間⇔短時間)			0	0	_	就労証明書(※事由が就労の場合)				
	雇用期間、育休期間等の変更に伴う 認定期間変更			0	_	就労証明書等				

※「就労証明書」と「申立書兼誓約書」は、子育て支援課指定用紙となります。

≪ 注意事項 ≫

・ 変更届の内容は、園又は子育て支援課受付日**の翌月から(月初日に受付した場合はその月から)**適用されます。 (利用料(保育料)が変更になる場合も同様です。)

認定事由に変更があった場合、速やかに届け出をしてください。

・保育料の口座振替の「停止希望」に✔いただいた方は、提出日の翌月から(20日までに提出した場合はその月から) の口座振替を停止いたしますが、この変更届では、利用料(保育料)の口座振替の変更、廃止はできません。 口座振替の変更、廃止等は、振替口座のある金融機関窓口で児童ごとに手続きをお願いします。 なお、振替口座の変更手続きは、右記二次元コードのWeb口座振替サービスからも可能です。

停止の対象となるものは公立こども園の保育料・延長保育使用料・給食費、私立保育園の保育料のみとなります。 その他の金額について口座振替の変更等がある場合、直接お通いの園にお問い合わせください。

葵区内の施設(園) ・・・ 葵福祉事務所子育て支援課入園係 (葵区役所2F) Tel 054-221-1095

駿河区内の施設(園)・・・ 駿河福祉事務所子育て支援課入園係(駿河区役所)

 $1 \times 1054 - 287 - 8673$

清水福祉事務所子育て支援課入園係(清水区役所3F) 清水区内の施設(園)・・・

Tel 054 - 354 - 2358

清水福祉事務所蒲原出張所(清水区蒲原支所1F)

Tel 054 - 385 - 7790

ご不明な点、お問い合わせは、各園または各福祉事務所子育て支援課入園係までお願いします。